

意匠制度の見直しの検討課題

特許庁

平成30年8月6日

1. 意匠法の概要
2. 画像デザインの保護について
3. 空間デザインの保護について
4. 関連意匠制度の拡充について
5. 意匠権の存続期間の延長について
6. 複数意匠一括出願の導入について
7. 物品区分表の見直しについて
8. その他

1.1. 意匠法の目的と意匠の定義

意匠法の目的

- 「**意匠の保護及び利用**を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって**産業の発展**に寄与することを目的とする。」（1条）

意匠の定義

- 「「意匠」とは、**物品**（物品の部分を含む。…）の**形状、模様**若しくは**色彩**又は**これらの結合**であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」（2条1項）

<意匠法上の「意匠」の要件>

- ①**物品性**…有体物のうち、市場で流通する動産
- ②**形態性**…物品自体の形態（形状・模様・色彩）
- ③**視覚性**…視覚に訴えるもの
- ④**美感性**…美感を起こさせるもの

※意匠と認められないものの例



花火
（無体物のため、
物品に当たらない）

Typeface

タイプフェイス
（文字は物品に
当たらないため）



不動産
（動産でないため、
物品に当たらない）

1.2. 意匠の登録要件

- 意匠登録を受けるためには、意匠法上の「意匠」であることに加え、**法律に定められた所定の要件**を満たしていることが必要。

意匠登録を受けるために必要な要件（3条）

- **工業上利用可能性**（工業的に量産できること）
- **新規性**（公知の意匠と同一／類似の意匠でないこと）
- **創作非容易性**（容易に創作できる意匠でないこと）
＜例＞ 構成要素を置き換えた意匠、複数の意匠を寄せ集めた意匠などについては登録不可

不登録事由（5条）

- 公序良俗違反、他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがあるもの、物品の機能上必然的に用いられる形状については不登録

先願主義（9条）

- 同一／類似の意匠について最先の出願であること

一意匠一出願（7条）

- 意匠登録出願が物品の区分により意匠ごとになされていること

1.3. 意匠法の沿革①

「意匠」の用語の選定

- 明治中期に、欧米のdesign保護制度を日本へ導入する際に、designの対訳語に「意匠」を選択したのは、初代特許庁長官である高橋是清とされる。
- 「意匠」とは「色や形」にとどまらない、「**創作する思考行為**」という広がりを持つ意味を持つ用語であった。
- 高橋は、「**本邦人民ノ技能ハ其長所専ラ意匠ニ在ル**」と述べ、意匠を保護することの意義を強調。

明治21年意匠条例～明治42年意匠法まで

- 保護対象を「**工業上ノ物品ニ應用スヘキ形状模様若クハ色彩ニ係ル新規ノ意匠**」とした。
- 意匠とは「物品に応用する」ものであるとの考えは明治42年法まで踏襲。

大正10年意匠法改正

- 保護対象を「**物品ニ關シ形状、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考案**」と改正。
- 明治42年法までの「物品に応用する」ものとの考え方から、**物品そのものの外観に関するもの**へと、具体的な概念に移行。

1.3. 意匠法の沿革②

昭和34年改正 現行意匠法の制定

- 意匠を「**物品（…）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合**」と定義。

平成10年改正

- **部分意匠制度の導入（2条1項）**
 - 部分意匠：物品の部分について、独立した意匠登録を可能とする制度。
- **類似意匠制度を廃止し、関連意匠制度を創設（10条）**
 - 類似意匠：自己の登録意匠に類似する意匠の登録を認める制度。類似意匠は、自己の登録意匠の類似範囲の確認にのみ用いられ、類似意匠による権利行使は不可。
 - 関連意匠：本意匠（自己の出願した意匠又は自己の登録意匠）に類似する意匠に対し、独自の効力を有する意匠権を付与する制度。関連意匠の出願は本意匠と同時にしなければならない。

平成18年改正

- **画面デザインの保護を拡充（2条2項）**
- 関連意匠の出願可能期間を**本意匠の意匠公報発行日前**まで延長（10条）
- 意匠権の存続期間を**登録から20年**に延長（21条）

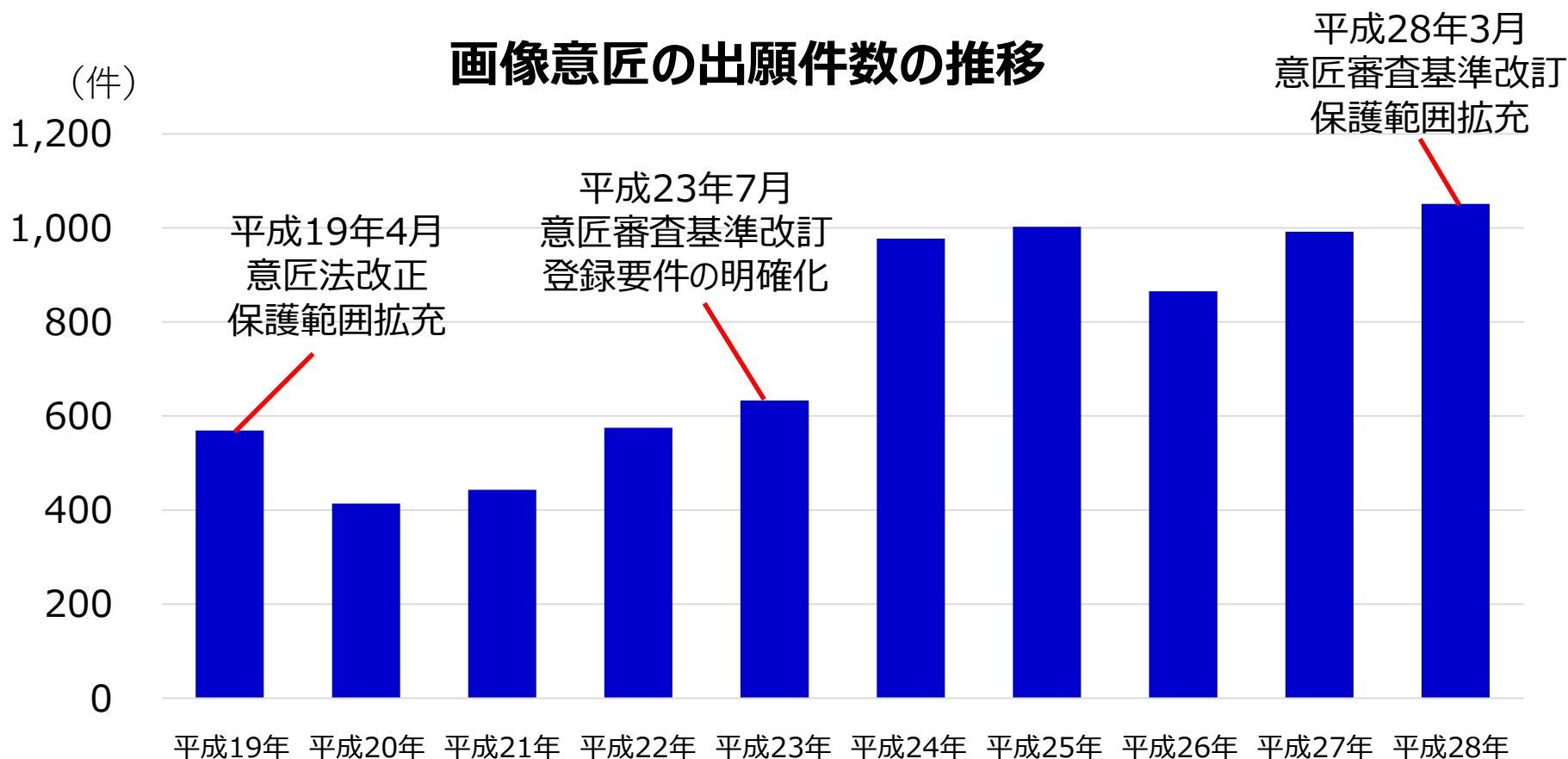
平成26年改正

- **意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブ改正協定実施のための規定を整備**
 - ハーグ協定ジュネーブ改正協定：複数国における意匠登録手続の簡素化を目的とした国際条約

1. 意匠法の概要
- 2. 画像デザインの保護について**
3. 空間デザインの保護について
4. 関連意匠制度の拡充について
5. 意匠権の存続期間の延長について
6. 複数意匠一括出願の導入について
7. 物品区分表の見直しについて
8. その他

2.1. 画像デザインの意匠登録件数の推移

- 平成18年の意匠法改正（平成19年4月施行）以降、**画像意匠の出願件数は増加傾向**にある。



2.2. 画像デザイン保護に係る意匠制度見直しの経緯

平成10年改正

部分意匠の保護を導入（2条1項）

- 物品の表示画面について、部分意匠登録が可能に
- それがなければ物品自体が成り立たない画面デザイン（液晶時計の時刻表示部など）や、機器の初動動作に必要不可欠なもの（携帯電話の初期画面など）のみが保護対象

平成18年改正

操作画像（物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像）を追加（2条2項を新設）

- 物品と一体として用いられる物品（ディスプレイなど）以外に表示される画像は保護対象外

平成18年改正の下、基準改訂により保護対象を拡大

平成19年基準改訂

平成18年改正で保護対象に追加された画像を、物品にあらかじめ記録された画像に限定

- 後からインストールされたソフトウェアによる画像などは保護対象外と規定

平成23年基準改訂

表示画像（2条1項）の保護要件を明確化

- 表示画像とは、物品の機能を果たすために必要な表示を行い、あらかじめ物品に記録された画像であると規定

平成28年基準改訂

物品に事後的に記録された画像（後からインストールされたソフトウェアによる画像など）を保護対象に追加

2.3. 現行の画像デザインの保護対象範囲①

意匠法（抄）

第二条 この法律で「意匠」とは、**物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合**であつて、**視覚を通じて美感を起こさせるもの**をいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、**物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像**であつて、**当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示**されるものが含まれるものとする。

意匠審査基準（抄）

74.4.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるためには、以下の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること
- (2) 物品の表示部に表示される画像が、**その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像**であること
- (3) 物品の表示部に表示される画像が、**その物品に記録された画像**であること

74.4.1.1.1.2 意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するためには、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること
- (2) **物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像**であること
- (3) **当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像**であること
- (4) **その物品に記録された画像**であること

2.3. 現行の画像デザインの保護対象範囲②

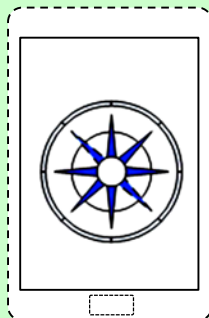
2条1項に該当する画像

- その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像

腕時計本体



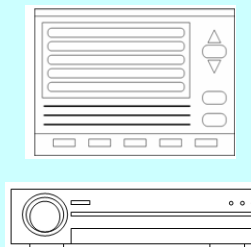
方位計測機能付き
電子計算機



2条2項に該当する画像

- 物品が機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像

磁気ディスクレコーダー



音楽再生機能付き
電子計算機



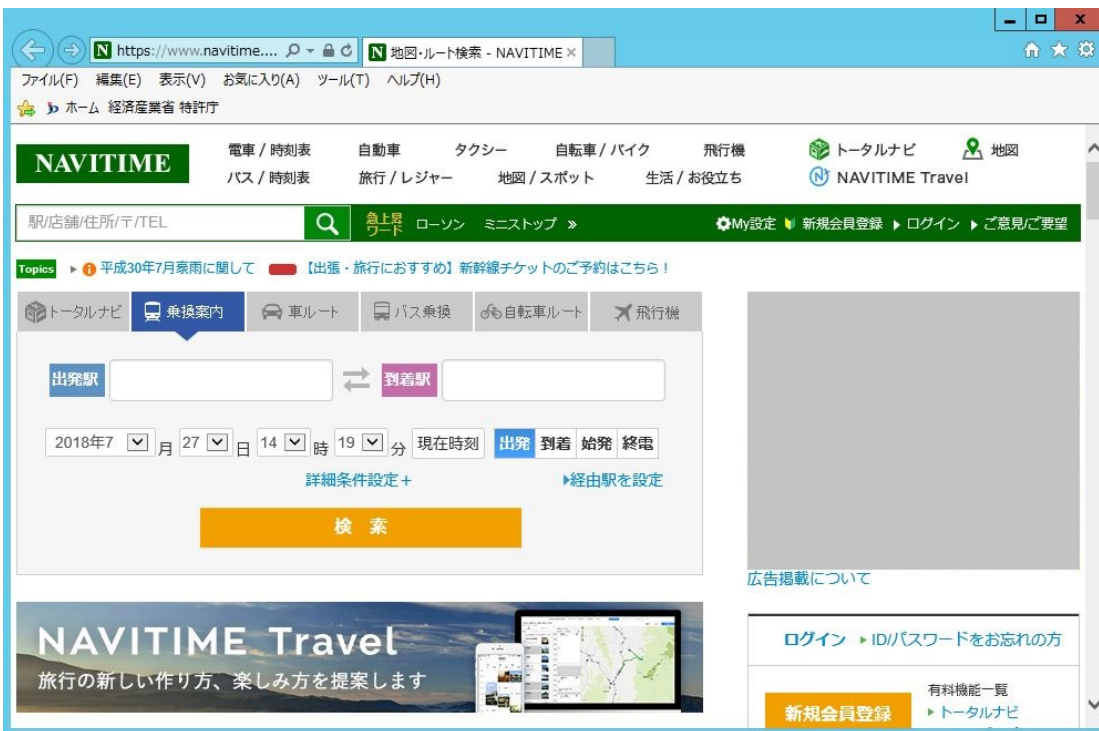
意匠審査基準における電子計算機の画像の取扱い

- 電子計算機は、本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、意匠法2条1項・2項に該当しない。
- 一方、ソフトウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品（**付加機能を有する電子計算機**）を構成することができるとされ、付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄に、「**〇〇機能付き電子計算機**」と記載されていなければならない。

2.4. 新たなニーズ①「その物品に記録された画像」要件の緩和

NAVITIME（ナビタイムジャパン）

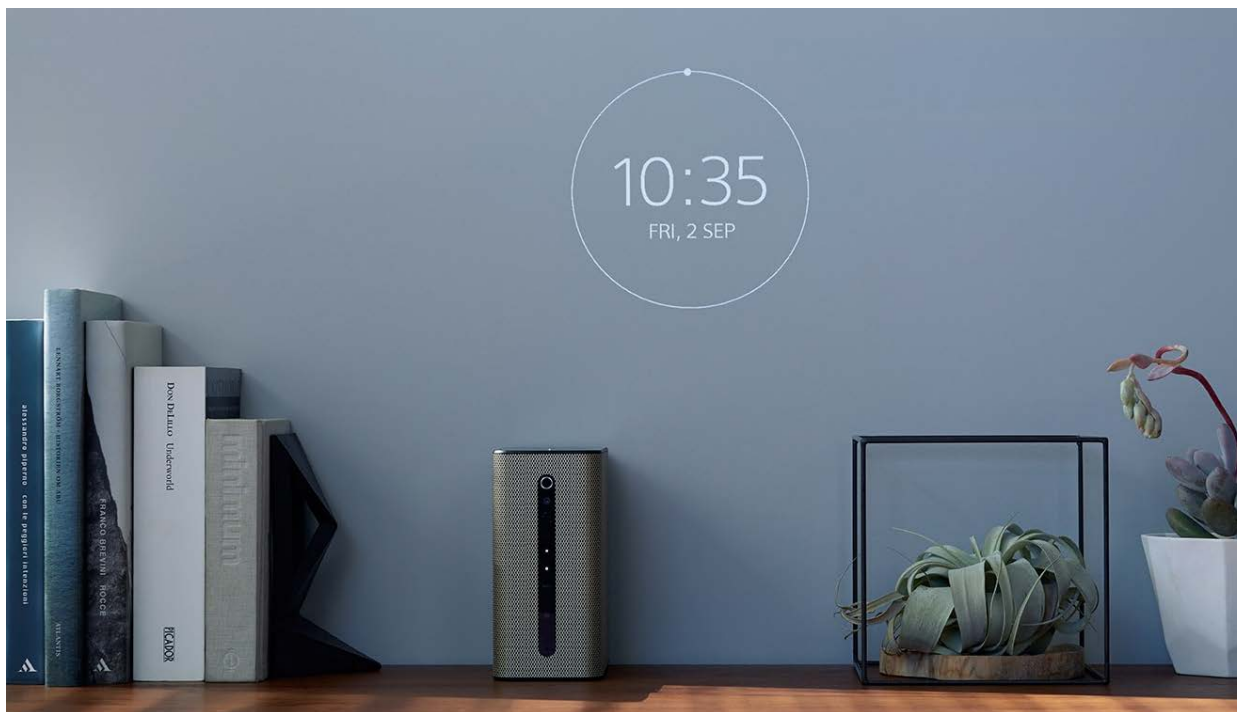
- 電車の乗り換え案内や目的地までのルート検索などを提供するクラウド型サービス。
- このようなネットワークを通じて表示される画像も保護してほしいとのニーズあり。



2.4. 新たなニーズ②「物品に表示される画像」要件の緩和

Any Surface (ソニー)

- 壁や机上に投影されるユーザーインターフェースで、操作が必要になると自動で表示され、必要な操作が終了すると自動で消える。
- **物品以外の場所に投影される画像**も保護対象としてほしいとのニーズあり。



2.5. 諸外国比較（画像デザイン）

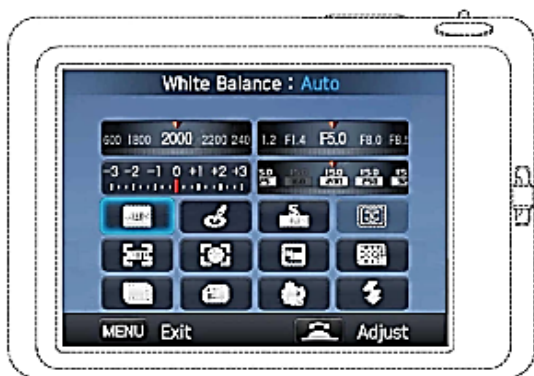
- 日本以外の各国では、物品に記録された画像に加え、**物品に記録されていない画像**も保護され、欧州や米国では**物品以外の場所に投影される画像**も保護されうる。
- 米国・欧州・韓国では、**物品の機能と関係しない装飾画像**も保護対象となる。

	日本	米国	欧州	中国	韓国
＜物品との一体性＞					
①物品に記録・表示されている画像	○	○	○	○	○
②物品に記録されていない画像	× ※物品又は当該物品と一体となり用いられる物品に記録	○	○	○	○
③物品以外の場所に投影される画像	×	△ ※物品について権利化された場合は、物品以外への投影であっても侵害対象となりうる	○	×	×
＜物品の機能との関係性＞					
④物品の機能と関係のある画像	○ ・物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像 ・物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像	○	○	○	○
⑤物品の機能と関係のない画像	×	○	○	×	○

2.5. 諸外国比較（画像デザイン）①

①物品に記録・表示されている画像の例／④物品の機能と関係のある画像の例

デジタルカメラ等特定用途の機器の操作画像



「デジタルカメラ」
意匠登録第1456916号

スマートフォン等にインストールされたアプリの画像



「勤怠管理機能付き電子計算機」
意匠登録第1592924号

各国の保護状況

日本	米国	欧州	中国	韓国
○	○	○	○	○

特定用途の機器の操作画像やスマートフォン等にインストールされたアプリの画像の意匠については、各国で保護対象となっている。

2.5. 諸外国比較（画像デザイン）②

②物品に記録されていない画像の例／④物品の機能と関係のある画像の例

サーバーからクライアント端末へアクセスの都度送信されるウェブアプリの画像



各国の保護状況

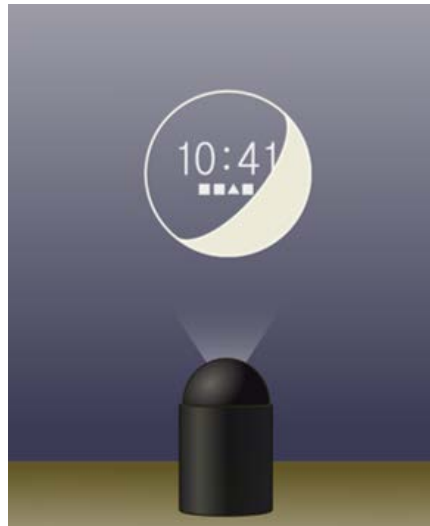
日本	米国	欧州	中国	韓国
×	○	○	○	○

米国、欧州、中国、韓国においては保護対象となっているが、我が国においては、保護対象となっていない。

2.5. 諸外国比較（画像デザイン） ③

③物品以外の場所に投影される画像の例／④物品の機能と関係のある画像の例

壁に投影される画像



人体に投影される画像



各国の保護状況

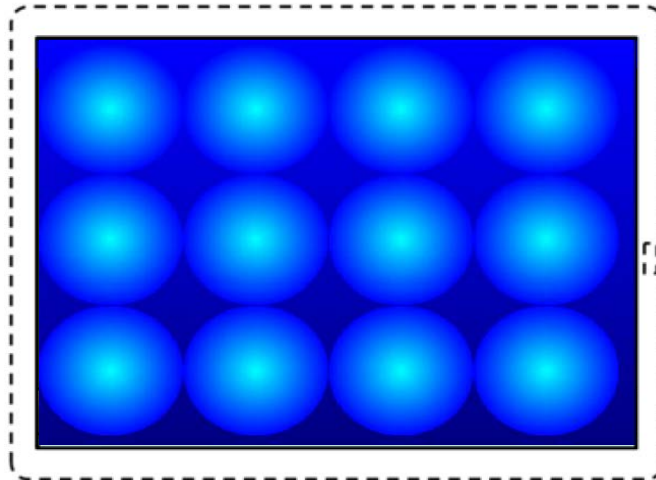
日本	米国	欧州	中国	韓国
×	△	○	×	×

欧州においては保護対象となっており、米国においても、物品について権利化された場合は物品以外への投影であっても侵害対象となりうるが、我が国においては、保護対象となっていない。

2.5. 諸外国比較（画像デザイン）④

①物品に記録・表示されている画像の例／⑤物品の機能と関係のない画像の例

表示部の背景を装飾するための画像（いわゆる壁紙）



各国の保護状況

日本	米国	欧州	中国	韓国
×	○	○	×	○

米国・欧州・韓国では、物品の機能と関係しない装飾画像も保護対象となっているが、我が国においては、保護対象となっていない。

2.6. 他の法領域との関係（画像デザイン）

- **画像デザインの一部**については、商標法、著作権法などの他の法制度による保護も可能。

商標法

- 他の商品やサービスとの関係において**識別性**を有する場合は商標登録が可能。

(参考事例①)
商標登録
第4872529号



(参考事例②)
商標登録
第5207580号



著作権法

- 思想又は感情の**創作的な表現**であって、**美術**等の範囲に属するものと認められる場合は、著作権法上の保護の対象となる。

(仮想事例) ゲームの画像



不正競争防止法

- 画像デザインが**識別性**を有しており、**周知性**（混同が生ずるおそれのあるものに限る）や**著名性**がある場合は、不正競争防止法上の保護を受けることが可能。
- デットコピーであっても、**商品の機能を確保するために不可欠な形態である場合は、保護を受けることができない。**

2.7. 見直しの検討課題（画像デザイン）

① 保護対象

- **物品に記録されたものではない画像について、どのように考えるか**
（例）クラウド上の画像、ネットワークによって提供される画像 など
- **その物品以外に表示される画像について、どのように考えるか**
（例）一体として用いられる物品以外の物品に表示される画像、壁や人体に投影される画像 など
- **物品の機能と関係のない画像について、どのように考えるか**
（例）壁紙などの装飾的な画像、映画・ゲームの画像 など

② 実施行為の対象

- **例えば、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像をクラウドにアップロードしたりする者の行為に対して、当該意匠をどう保護するか。**

（参考）現行意匠法2条3項

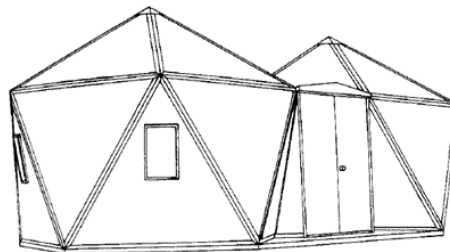
「…意匠について「**実施**」とは、**意匠に係る物品**を製造し、使用し、**譲渡**し、**貸し渡し**、輸出し、若しくは輸入し、又はその**譲渡若しくは貸渡しのための申出**（**譲渡又は貸渡しのための展示**を含む。…）をする行為をいう。」

1. 意匠法の概要
2. 画像デザインの保護について
- 3. 空間デザインの保護について**
4. 関連意匠制度の拡充について
5. 意匠権の存続期間の延長について
6. 複数意匠一括出願の導入について
7. 物品区分表の見直しについて
8. その他

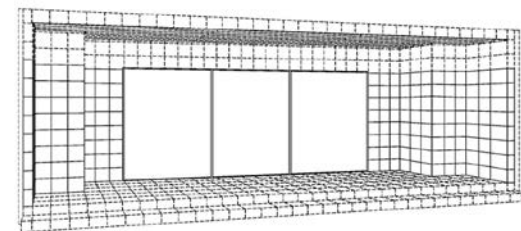
3.1. 現行の空間デザインの保護対象範囲

建築物

- 「意匠」とは**物品**の形状、…」(2条)と規定され、「物品」とは、**有体物である動産**を指すと解されており、**不動産は意匠による保護の対象外**。
- 他方、使用時には不動産となるものでも、**工業的に量産され、販売時に動産として流通するもの**は、意匠登録を受けることが可能。



意匠登録第980108号「連棟型簡易組立建造物」



意匠登録第1390425号「展示ブース」

内装

- 複数の物品（テーブル、椅子、照明器具など）や建築物（壁や床の装飾）から構成される内装のデザインは、**一意匠一出願（7条）の要件を満たさない**ため、意匠登録を受けることができない。

3.2. 空間デザインの新たな保護ニーズ

- 近年、顧客が体験する企業とのあらゆる接点（UX）のデザインが重視されている中、特徴的な空間デザインが差別化の要素となっている。
- しかし、現行意匠制度においては、建築物の外観や内装をはじめとする空間デザインを十分に保護することができていないとの声がある。

建築物の外観の例



コメダ珈琲店岩出店

内装の例



カルチュア・コンビニエンス・クラブ運営「武雄市図書館」

3.3. 諸外国比較（建築物の外観のデザイン）

- ・ 建築物の外観のデザインは米国・欧州においては保護対象となっているが、日本においては、保護対象となっていない。

日本	米国	欧州	中国	韓国
・意匠は物品（動産）に限定されており、不動産である建築物のデザインは保護対象外。 ・使用時に不動産となるものであっても、反復生産されるものであり、販売時に物品（動産）として扱われるものは保護の対象となる。	・建築物のデザインは除外されることなく保護の対象となる。	・建築物のデザインは除外されることなく保護の対象となる。	・建築物のデザインは保護の対象であるが、特定の地理的条件に適合し、固定された建築、他の場所で立て直すことができないものは保護されない。	・反復生産されるもので移動可能なものに限り、建築物のデザインが保護の対象となる。

3.3. 諸外国比較（内装のデザイン）

- 内装のデザインは米国・欧州においては保護対象となっているが、日本においては、保護対象となっていない。

日本	米国	欧州	中国	韓国
・家具、照明等といった個々の物品の組合せは一部「組物の意匠」として保護されるが、物品のレイアウトや配置のみを特徴とする場合、 保護の対象外 。	・内装のデザインは除外されることなく 保護の対象となる 。 （なお商標法によって、内装デザインの一部を トレードドレス として保護している。）	・内装のデザインは除外されることなく 保護の対象となる 。	・意匠の保護対象が製品でなければならぬので、内装のデザインは 保護の対象外 。	・家具、照明等といった個々の物品の組合せは保護されるが、物品のレイアウトや配置のみを特徴とする場合、 保護の対象外 。 （なお商標法によって、内装デザインの一部を トレードドレス として保護している。）

3.4. 他の法領域との関係（空間デザイン）

- 建築物の外装・内装のデザインについては、商標法、著作権法、不正競争防止法などにより、一定の保護は可能。

	商標法	著作権法	不正競争防止法
保護の現況	・建築物の形状が 識別性 を有する場合、限定的に 立体商標 として登録が可能。	・歴史的建築物に代表されるような 建築芸術 については、 建築著作物 として保護される。	・店舗の外装、店内構造および内装が 識別性 を有しており、 周知性 （ 混同が生ずるおそれのあるものに限る ）や 著名性 がある場合は、不正競争防止法上の保護を受けることが可能。
判例等	・建築物の形状が、「 指定商品 や 指定役務に関する広告として機能する場合 」にのみ商標権で保護可能（商標審査基準（3条1項3号））。	・「いわゆる 建築芸術 と見られるもの」（福島地決平成3年4月9日）、「 造形芸術 としての美術性を有するもの」（大阪高判平成16年9月29日）は著作物として保護されうる。	・店舗の外観が、 顕著な特徴 を有し、 需要者に広く認識 されるに至り、且つ混同が生ずるおそれがあるということができれば、不正競争防止法の保護の対象たり得る（東京地決平成28年12月19日（2条1項1号））。

3.5. 見直しの検討課題（空間デザイン）

- 建築物の外観や内装を、意匠による保護対象とすることについて、どう考えるか。

建築物の外観

- 例えば、「物品」（動産）に加えて、「**建築物**」（不動産）を**意匠の保護対象**に加えることが考えられないか。



代官山蔦屋書店

内装

- 例えば、**複数の物品**（店舗内のカウンター、机や椅子）**や建築物**（壁や床の装飾）**から構成され、全体として統一感のある内装**について、一意匠（内装意匠）として登録を受けられるようにすることが考えられないか。
- 店舗、オフィス等**の内装を**どこまで保護対象に含めるべきか**。
- どのような**審査登録実務**（新規性、創作非容易性の判断など）が考えられるか。
- 識別性を有する内装については、**トレードドレスとして保護**することも考えられないか。

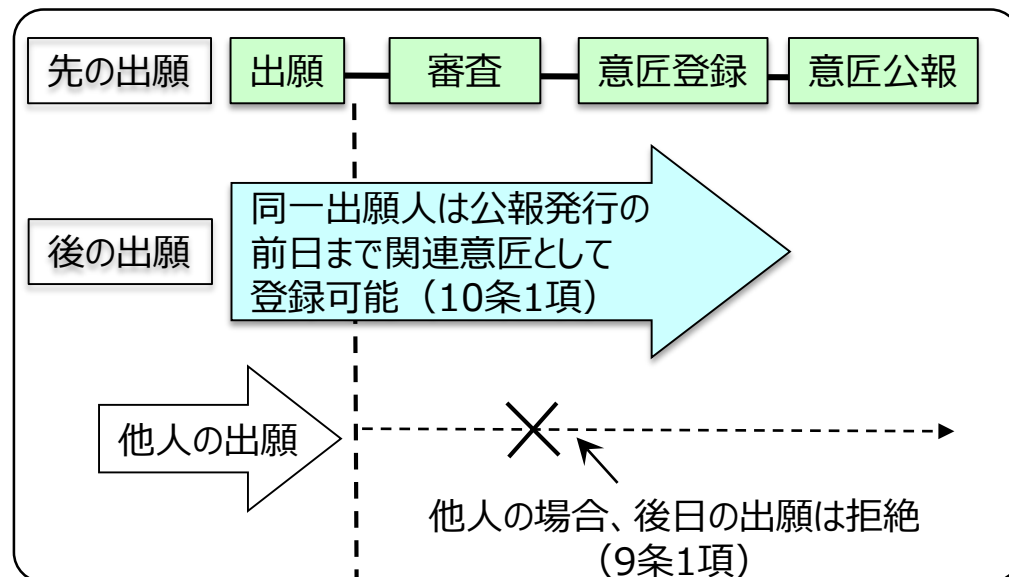
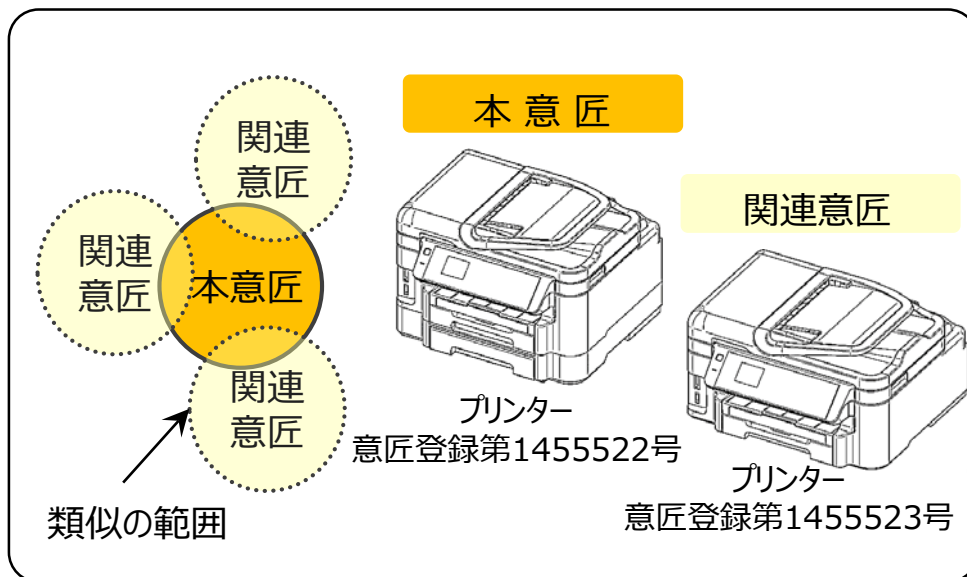


米国の内装デザインの登録例（トレードドレス）
登録番号4839216

1. 意匠法の概要
2. 画像デザインの保護について
3. 空間デザインの保護について
- 4. 関連意匠制度の拡充について**
5. 意匠権の存続期間の延長について
6. 複数意匠一括出願の導入について
7. 物品区分表の見直しについて
8. その他

4.1. 現行の関連意匠制度の概要

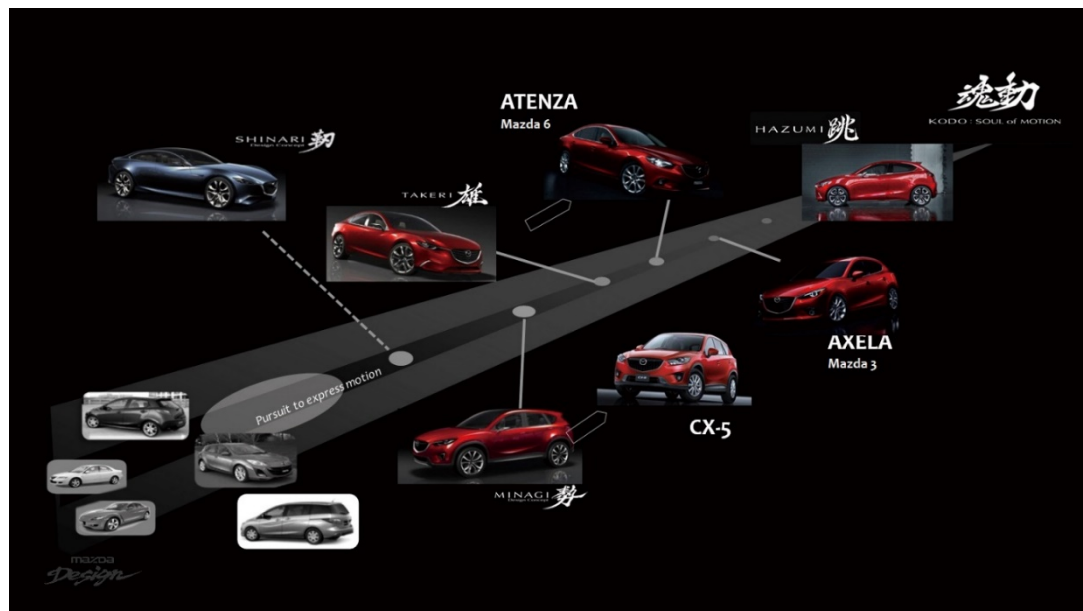
- 同一出願人によるバリエーションの意匠群を保護するため、**類似関係にある意匠のうちの1つを本意匠とし、他をその関連意匠として、登録を受けることができる制度（10条）**。
- **本意匠の意匠公報発行日前までの出願であれば関連意匠として登録可能。**
- 関連意匠は、**独自の意匠権としての効力**をもつが、存続期間、移転などについては一定の制約。



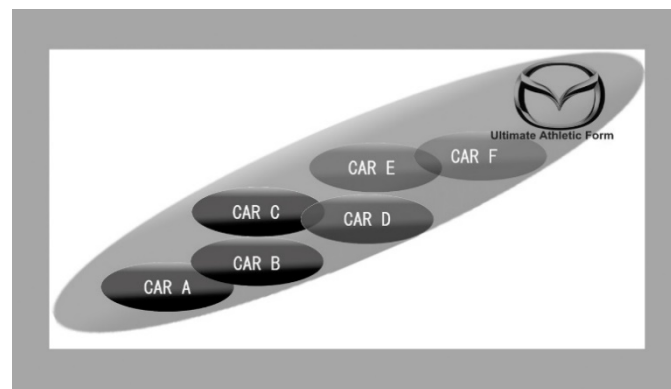
4.2. 関連意匠の新たな保護ニーズ

「魂動」デザイン（マツダ）

- 豊かな表情や力強い生命力を目指した「魂動」デザインを表現するため、デザインビジョンとしての「御神体」を製作し、強いメッセージ性と一貫性を体現。
- 「御神体」に基づくコンセプトカー「SHINARI」のデザイン要素を、CX-5を始めとする量産車に反映することで、**車種それぞれに個性を持たせつつも、全体としてデザインの一貫性を実現。**



デザインビジョン「御神体」 コンセプトカー「SHINARI」



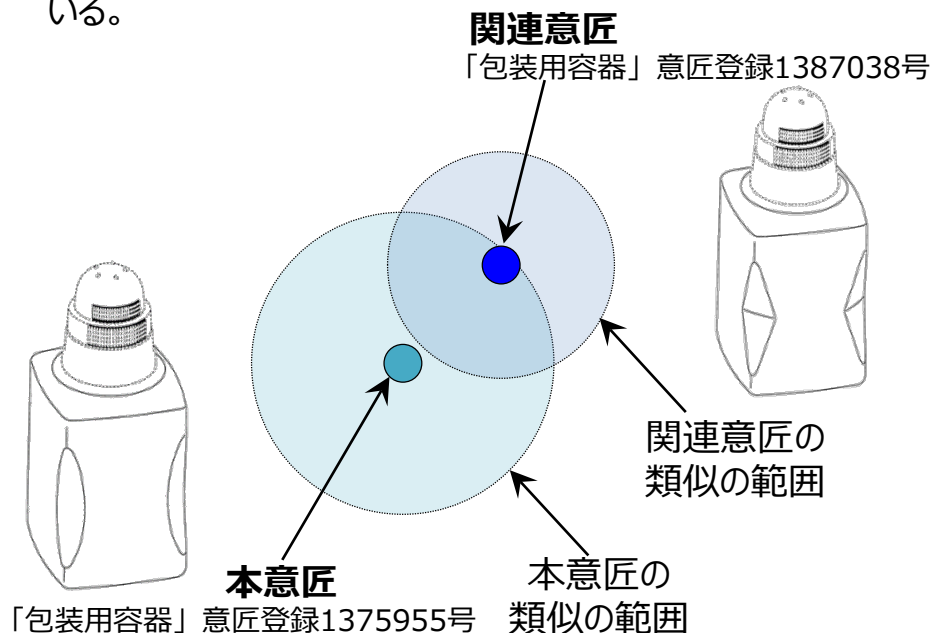
一貫性と継続性を持たせつつ進化するデザイン

4.3. 見直しの検討課題（関連意匠の拡充）

- デザインコンセプトの保護ニーズの高まりを踏まえ、**本意匠の公報発行日後における関連意匠の出願や、関連意匠の関連意匠の登録を認めることが考えられないか。**
- その際、**関連意匠の出願を認める期間**をどのように設定すべきか。また、**関連意匠の存続期間**をどのように設定すべきか。

（例）関連意匠の登録を公報発行日後においても認める

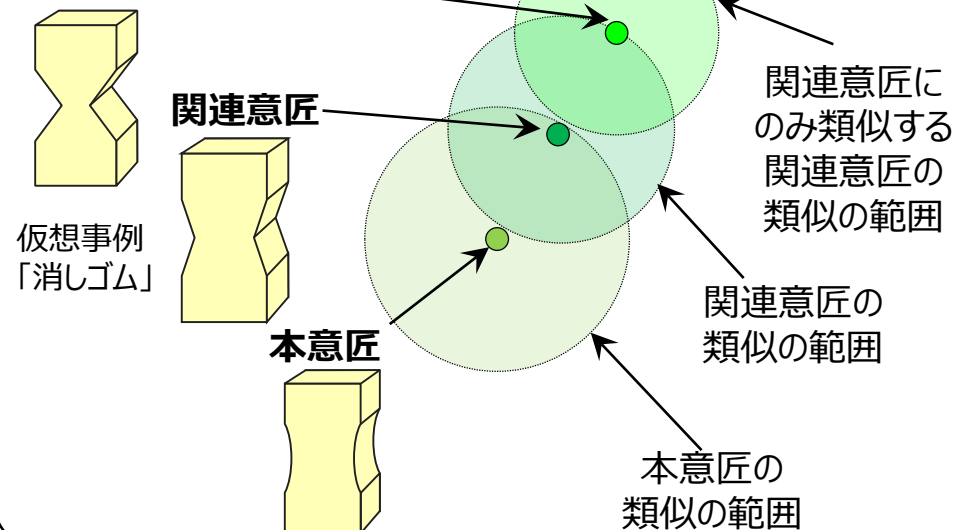
※現行制度では、関連意匠の出願は公報発行日前とされている。



（例）関連意匠の関連意匠の登録を認める

※現行制度では、関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない（法10条3項）。

関連意匠にのみ
類似する関連意匠



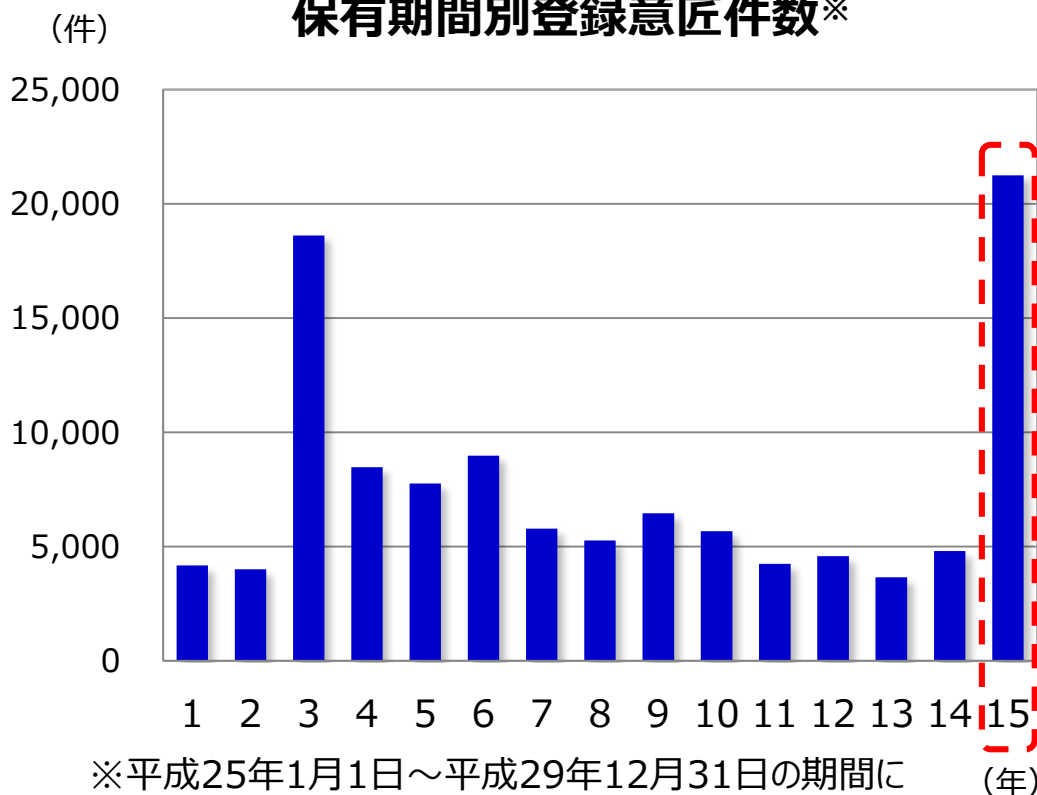
1. 意匠法の概要
2. 画像デザインの保護について
3. 空間デザインの保護について
4. 関連意匠制度の拡充について
- 5. 意匠権の存続期間の延長について**
6. 複数意匠一括出願の導入について
7. 物品区分表の見直しについて
8. その他

5.1. 意匠権の設定登録後の権利存続期間

- 登録意匠件数を保有期間別に見ると、**存続期間満了までの15年間※**
維持される登録意匠件数が多い。
- 近年、15年間維持される登録意匠件数が増加傾向にある。

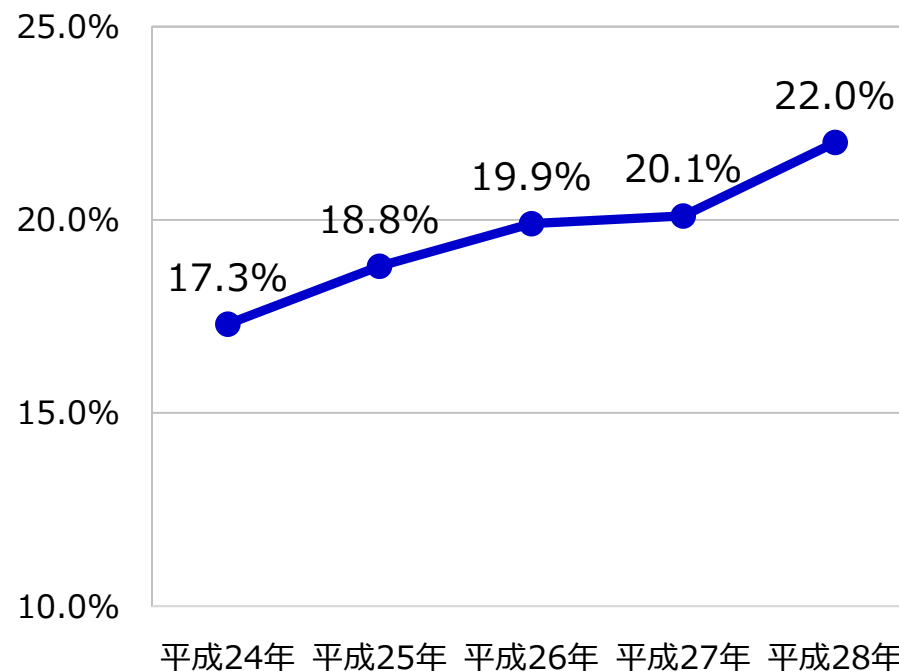
※平成18年に意匠権の存続期間が15年から20年に延長されたが、延長の対象は平成19年4月1日以降の意匠登録出願に限定されるため、平成30年時点での意匠権の存続期間は最長でも15年となる。

保有期間別登録意匠件数※



※平成25年1月1日～平成29年12月31日の期間に
権利が消滅した登録意匠の保有期間

意匠権の15年目現存率の推移



5.2. 見直しの検討課題（意匠権存続期間の延長）

- 意匠権の存続期間を**25年に延長**することが考えられないか。
- 存続期間の延長に併せて、意匠権の存続期間の起算日を意匠登録日から**意匠登録出願日**とすることが考えられないか。

諸外国における意匠権存続期間

	日本	米国	欧州	中国	韓国
意匠権の存続期間	20年	15年	25年	10年	20年
存続期間の起算日	登録日	登録日	出願日	出願日	出願日

1. 意匠法の概要
2. 画像デザインの保護について
3. 空間デザインの保護について
4. 関連意匠制度の拡充について
5. 意匠権の存続期間の延長について
- 6. 複数意匠一括出願の導入について**
7. 物品区分表の見直しについて
8. その他

6.1. 現行制度の概要と課題

- 意匠登録出願は、意匠ごとに出願しなければならない（7条）、**一つの出願に一つの意匠**しか含めることができない。
- 近年、製品に一貫したデザインコンセプトを用いてブランド価値を高める企業が増えている中、**出願手続の負担**が生じている。
- **ハーグ協定**では**一つの出願に複数の意匠**を含めることが認められている。
（60条の6第2項）

<一貫したデザインが施された意匠を物品ごとに意匠登録出願した例>



意匠登録1446643号
「コーヒー碗及び受け皿」



意匠登録1446645号
「コップ」



意匠登録1446646号
「手付きコップ」



（出典） https://tableware.noritake.co.jp/fs/tableware/c/series_054/

（参考）ハーグ出願における複数意匠一括出願制度

- ロカルノ分類の同一分類に属するものに限られる。
- 一つの出願に含め得る意匠は100個まで。

6.2. 諸外国比較

- 他国では二以上の意匠を一出願に含めて出願できるが、日本では、一意匠一出願の原則により、意匠ごとに出願しなければならない。

	日本	米国	欧州	中国	韓国
複数の意匠を一出願に含めて出願できる制度の各国状況	組物の意匠の場合。 (同時に使用され、全体として統一性がある場合、一意匠として出願可能。)	同じ発明概念による複数の意匠の実施例である場合。 (発明の単一性)	- ロカルノ分類の同じクラスに属する製品についての意匠の場合。 (装飾の場合のみは、クラスの統一性の制約はない。) - 組物の意匠の場合。 (同種類の製品グループとして使用される場合。)	- 同一製品における二つ以上の類似意匠の場合。 (10意匠まで) - 組物の意匠の場合。 (ロカルノ分類の同じクラスに属し、慣習上同時に販売又は使用され、かつ各製品の意匠に同じ設計思想をもつ場合。)	- ロカルノ分類の同じクラスに属する物品についての意匠の場合。 (100意匠まで) - 組物の意匠の場合。 (同時に使用され、全体として統一性がある場合、一意匠として出願可能。)
各制度の懸念事項	組物を除き一出願に複数の意匠を含めることができない。	異なる発明概念の意匠を含めると拒絶理由に該当する。	ロカルノ分類の他のクラスに属する製品を一出願に含めることができない。(例：自動車と自動車おもちゃ)	異なる製品や類似しない意匠を含めると拒絶理由に該当する。	組物を除きロカルノ分類の他のクラスに属する製品を一出願に含めることができない。 (例：自動車と自動車おもちゃ)

6.3. 見直しの検討課題（複数意匠一括出願）

- ユーザーの利便性向上の観点から、**複数意匠の一括出願**について検討すべきではないか。
- 一括出願においては、方式的な手続のみを一括化し、**実体審査や意匠登録は意匠ごとに行う**形とすることが考えられないか。
- その際、一括出願できる範囲について、諸外国のような制限を設けるべきか。
 - 一括出願に含める**意匠の数の上限**を設けることについてどう考えるか。
 - 一括出願の**範囲**を制限する必要があるか。

1. 意匠法の概要
2. 画像デザインの保護について
3. 空間デザインの保護について
4. 関連意匠制度の拡充について
5. 意匠権の存続期間の延長について
6. 複数意匠一括出願の導入について
- 7. 物品区分表の見直しについて**
8. その他

7.1. 物品区分表の扱い（制度概要）

- 意匠登録出願は、**経済産業省令で定める区分により意匠ごと**にしなければならず、その詳細は意匠法施行規則別表第一に規定されている。
- 欧州、中国、韓国では、**ロカルノ分類の製品一覧**などを、物品区分・製品リストとして採用している。

	二十七 楽器		一 製造食品 及び嗜好品	物品の区分
	管楽器等	けん盤楽器	製造食品	
	トランペット クラリネット たて笛 横笛 ハモニカ けん盤付き吹奏楽器	ピアノ 電気ピアノ 電子ピアノ ピアノ用譜面立て ピアノ用ペダル ピアノ用カバー オルガン 電動オルガン 電子オルガン オルガン用譜面立て アコーディオン	ソーセージ アイスクリーム かまぼこ	

各国の区分表の有無				
日本	米国	欧州	中国	韓国
あり	なし	あり	あり	あり

現行の「意匠に係る物品の区分」が記載された
意匠法施行規則別表第一（7条関係）【抜粋】

7.2. 見直しの検討課題（物品区分表）

- 現行意匠法では、省令で定める物品区分表の区分と同程度の区分を記載していない出願については、**拒絶理由の対象とされており**、権利化の遅延につながっている。
- **これを直ちに拒絶理由としない仕組み**とすることについてどう考えるか。

現行の物品の区分

六	物品の区分
履物	
靴	
長靴 深靴 短靴	

物品自体が明確であっても「物品の区分」と同程度とは認められず、拒絶理由が通知される事例あり

※既に物品の区分と同程度と認められる名称（本件の場合、「短靴」）に補正すれば登録可だが、権利化が遅れる要因となっている

【図面】



【意匠に係る物品】

靴

1. 意匠法の概要
2. 画像デザインの保護について
3. 空間デザインの保護について
4. 関連意匠制度の拡充について
5. 意匠権の存続期間の延長について
6. 複数意匠一括出願の導入について
7. 物品区分表の見直しについて
8. その他

8. その他（図面等の記載要件）

- 現行制度においては、出願に係る意匠について、**原則、物品の全体の形態を開示**しなければならないことから、ユーザーからは、図面作成負担を軽減することが可能となる**図面の記載要件の緩和**を望む声が寄せられている。

見直しの方向性

- 図面の記載要件の緩和に向け、意匠審査基準WGにおいて、**省令等の見直し**の検討を進めるべきではないか。